

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿
(開会中)

委員会名	議会広報特別委員会			
開会日時	2023年6月14日 10時00分 開会			
	2023年6月14日 11時37分 閉会			
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中、出席者6名			
出席委員	新田 和明	田邊 介三	—	
	南澤 克彦	山本 数博	武岡 隆文	
	宍戸 邦夫	—	—	
議 長	—	—	—	
欠席委員	—	—	—	
出席した事務局職員	主事	實村 峻	—	—
付議事件	(1) 取り決め事項について (2) 傍聴記の取り扱いについて (3) 原稿作成について (4) 執行部の確認作業について			

1. 経過

【開会 10:00】

○開会挨拶

○新田委員長

開会する。

6月12日から持ち越した協議事項について、本日協議する。

(1) 取り決め事項について

4月26日に決定した内容を踏まえ確認を行う。(別添取り決め事項参照)

協議事項

①執行部は年号を西暦表記とされているが、議会広報今後どのような方針にするか。

意見→議会だよりは縦書きのため、和暦表記の良いのでは。

議案書は未だ和暦表記であった。執行部の動きを見て判断をすればよいのではないか。

結論→現時点では和暦表記とし、別添執行部からの動きに応じて協議する。

②一般質問の取り扱いについては、全員協議会にて報告を行う。

(2) 傍聴記の取り扱いについて

4月26日の協議にて、各委員傍聴記の取り扱いについて、検討するとのことであったため協議する。

(内容) 傍聴記は、傍聴者が感想を率直に書けるものである。現在は議会だよりに掲載し周知しているが、本来は議員へ周知するものではないか。傍聴記の今後の取り扱いについて協議するもの。

【参考】 県内市町の状況は別紙のとおり。

意見→①傍聴記の今後の取り扱いについて

【掲載存続の意見】

・議会だよりは住民の福祉向上、議会の見える化に繋がると考える。その中の手段として傍聴記が必要であれば残してもいいのではないか。

・県内市町の状況を見ると、傍聴記を掲載しているのは本市のみである。特徴のある取り組みなので継続してもよいのではないか。

・傍聴記は議会に関心を持ってもらうツールではないだろうか。

【掲載取りやめの意見】

・傍聴者の主観によるものなので、広報で周知よりは議員へ周知するのが本来ではないか。

【その他の意見】

- ・存続する場合、町名や個人名を掲載するのはどうか。

◎議会だよりは、市民のためのものである。市民の意見を参考にしてはどうか。
→傍聴記の必要性の確認や、議会だより全般に関するアンケートを行ってはどうか。（傍聴記掲載の一つの理由として整理できれば）

→過去には議員定数に関するアンケートを実施した。その際のアンケート項目に議会だよりに関することも調査した。（H30 実施）

【手法案】

- ・議会だよりへ切り取りによる応募はがきを作成する。
- ・Web を活用したアンケート
- ・地域懇談会で配布。→アンケート該当者が限定されるのでは？

【結論】

- ・6月定例会は傍聴記の取扱いを現行どおり継続する。
 - ・アンケートを実施し市民の意見を徴収するのがいいのではないか。
- アンケート結果をもって傍聴記の掲載可否の判断。
- ・アンケートを行う場合、アンケート内容の精査。
- 議会だよりのみのアンケートを行うのか、議会全体でアンケートを行うのか。
- 議長へ報告し議運で検討を。
- ・田邊副委員長にてアンケート内容のたたき台の作成。

(3) 原稿作成について

事務局より説明。

→ライブ配信の対象は広報委員のみ。閲覧期間は原稿作成期間中のみとする。

(4) 執行部の確認作業について

6月12日開催の委員会で検討事項としていた件。

【結論】

執行部への確認作業は行わず、議会広報特別委員会のみで編集を行う。

○新田委員長

以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 11:37】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長